みなとエコショップ

認定店を募集します!

ごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む区内の小売店舗を、「みなとエコショップ」として認定します。認定店は、「店舗紹介」や「ごみの減量化・リサイクル活動の取組内容」の記事を港区ホームページに掲載し、区民の皆さんに「みなとエコショップ」を積極的に利用していただくようPRしていきます。

【認定の要件】

「みなとエコショップ」の認定にあたっては以下の要件を満たしていただくことが必要です。

- (1)区内の小売店舗(売り場の延床面積1,000㎡未満)であること。
- (2) 実施項目一覧(認定基準)のうち2項目以上を実施していること。(同項中の2事例以上の実施でも可とします。)(裏面参照)
- ※認定にあたっては、区職員が店舗に伺い、取組内容を確認させていただきます。

【認定店のPR】

- ・認定店には、区から認定書と認定ステッカーを贈呈します。
- ・認定期間中は「店舗紹介」や「ごみの減量化・ リサイクル活動への取組内容」の記事を常時、 港区ホームページに掲載します。



認定ステッカー (イメージ)

【申し込み方法】

「みなとエコショップ認定申請書」を**直接または郵送で、**みなとリサイクル清掃事務所 ごみ減量推進係にご提出ください(<u>提出先の詳細は裏面参照</u>)。申請書は港区ホームペー ジからダウンロードすることができます。

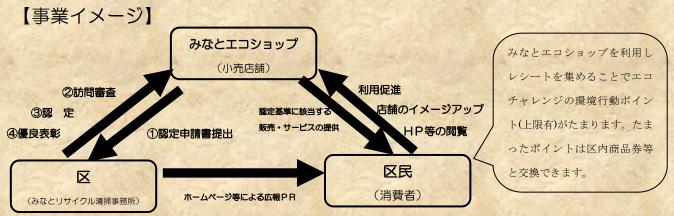
※お電話での申込みもお受けします。

【認定期間】2年間

※ただし、初回の申請は、認定日から翌年度末日までを認定期間とします。その後は、2年毎に更新手続き(更新申請・取組確認)により継続して「みなとエコショップ」として認定します。

【優良エコショップ表彰】

認定店の中から、特に顕著な取組を実施している店舗を「優良エコショップ」として年 1回表彰します。



実施項目一覧(認定基準)※下記に列挙された取組事例以外でも、「ごみの減量化・リサイクル活動」の趣旨に合致する取組については、認定基準の対象となります。

実施項目1 簡易包装の推進

例

- 包装紙の簡素化または無包装化を推進している。
- 量り売り等を積極的に推進している。

実施項目2 マイバッグ持参の推進

例

- マイバッグの持参運動を推進し、スタンプカードなどを発行している。
- レジ袋の配布を抑制している。

実施項目3 販売商品が故障した場合の修理及び下取りの推進

例

・販売した商品が故障した場合の修理、または商品の下取りを実施している。

実施項目4 再生品、環境に配慮した商品等の販売促進

例

- ・環境にやさしい商品(エコ・マーク商品、再生品など)の販売を推進している。
- ・再生・再利用可能(リターナブル)容器入り商品の販売を推進している。
- ・環境にやさしい商品コーナーなどを設置している。
- ・使い捨て容器や使い捨て容器を使用した商品の販売または購入を自粛している。

実施項目5 店頭での資源回収の推進

/5il . 7 % /-

びん、かん、牛乳パック、資源発泡(白色)トレイなどを店頭で資源回収している。

実施項目6 清掃活動、ごみ減量化等に関する情報発信の推進

例

- ・地域や公共の場などを自主的に清掃している。
- ・広告・チラシなどで、ごみ減量やリサイクルの推進を呼びかけている。
- 資源回収やエコ・マーク商品などのPRをしている。

実施項目7 店舗内でのごみの減量及びリサイクルの推進

例

- 事務用紙、トイレットペーパーなどは再生品を積極的に利用している。
- ・事務用紙などの紙使用量を削減するため、両面印刷、裏面再利用、電子メールの活用 などで紙ごみの発生を抑制している。
- ・生ごみ処理機等を導入し、生ごみの減量、リサイクルに取り組んでいる。
- 資源・ごみの分別を徹底して、リサイクルできるものは極力再資源化ルートに乗せている。
- 発生した廃棄物を別の製品の原料に再生利用している。

実施項目8 食品ロス・食品廃棄物に関する取組

例

- ・少量パック、ばら売り、量り売り、バイキングスタイルの販売等の実施
- 閉店間際の割引販売
- ・生鮮食品の食べごろ表示
- ・余った食材や食品廃棄物の食品リサイクルの実施
- 発生した廃棄物を別の製品の原料に再生利用している。
- その他(独自の食品ロス削減の取り組み)



港区リサイクル キャラクター エコル

【問合せ・申込み】港区 みなとリサイクル清掃事務所 ごみ減量・資源化推進係 〒108-0075 港区港南3-9-59

電 話03-3450-8025(代) FAX03-3450-8063